

職員の処遇改善について

介護職員の処遇改善について（平成 27 年 4 月から実施）

1. 介護職員の処遇改善(平成 31 年 4 月からの処遇改善)

介護職員については、「介護職員処遇改善加算」を算定し、処遇改善を実施している。
処遇改善の内容

処遇改善手当	正規職員及び臨時職員	(夜勤有) 14,500円 (夜勤無) 11,000円
	パート職員	(夜勤有) 9,000円 (夜勤無) 7,000円
深夜勤務手当	6,000円 (3,500円+2,500円) / 1回	
基本給(昇給分)	キャリアパスによる昇給制度	
賞与支給分		

2. 介護職員以外の職員の処遇改善(平成 31 年 4 月から実施)

施設負担により介護員以外の職員に対して毎月の手当にて支給。

職 種	介護職員 機能訓練指導員	栄養士 調理員	事務職員 介護支援専門員 生活相談員	清掃員 洗濯員
正規職員 臨時職員	3,000円/月	2,000円/月	2,000円/月	2,000円/月
パート職員	1月の勤務時間が 104時間以上のもの 1,500円/月	1月の勤務時間が 104時間以上のもの 1,000円/月	1月の勤務時間が 104時間以上のもの 1,000円/月	1月の勤務時間が 104時間以上のもの 1,000円/月
	1月の勤務時間56時 間以上、104時間未 満のもの 1,000円/月	1月の勤務時間56時 間以上、104時間未 満のもの 700円/月	1月の勤務時間56時 間以上、104時間未 満のもの 700円/月	1月の勤務時間56時 間以上、104時間未 満のもの 700円/月
	1月の勤務時間が56 時間未満のもの 500円/月	1月の勤務時間が56 時間未満のもの 500円/月	1月の勤務時間が56 時間未満のもの 500円/月	1月の勤務時間が56 時間未満のもの 500円/月

但し、介護職員処遇改善加算が算定不可、または、加算が廃止となった場合は、介護職員以外の職員についても処遇改善手当は支給しない。

職場環境の改善

- (1) 働きながら資格取得を目指す職員に対する支援、より高い介護技術を取得しようとする職員に対する支援。
- (2) 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等も導入。
- (3) 非正規職員から正規職員への転換。

3. 全職員の特定処遇改善(令和元年10月から実施)

特定処遇改善加算を算定し、施設で働く全職員に対して処遇改善を行う。

○特定処遇改善手当

要件	支給額			
費用負担	特定介護職員等処遇改善加算			
A 経験・技能のある介護職員 介護福祉士の資格を有し、介護職員としての経験が10年以上の者 (他の介護施設で職員として就労した期間を含む)	① 正規職員 16,000円/月	② 臨時職員 15,500円/月	③ パート職員 15,000円/月	
B 他の介護職員 経験・技能のある介護職員以外の介護職員	①介護福祉士の資格を有する者 9,000円/月	②介護福祉士の資格を有する者以外で常勤職員 7,800円/月	③介護福祉士の資格を有する者以外で非常勤職員 7,000円/月	
C その他の職員 介護職員以外の職員 (看護、事務、調理、掃除、洗濯等)	① 正規職員 5,500円/月	② 臨時職員 5,000円/月	③ パート職員 1月の出勤時間が56時間以上の者 4,500円/月	④ パート職員 1月の出勤時間が56時間未満の者 3,500円/月
※ ただし、介護職員等特定処遇改善加算が算定不可又は加算が廃止となった場合は支給しない。 尚、令和元年10月～12月分を令和元年12月の給与支給日し、令和2年1月～令和2年3月分を令和2年3月給与支給日に支給する。				
※ その他の職員で特定処遇改善手当の対象とならない管理者及び職員については、法人の負担によりその他の職員と同額を支給する。				